

建築工事における猛暑を考慮した工期設定について

浜松市が発注する建築工事は、公共建築工事積算基準等（国土交通省大臣官房官庁営繕部）により積算を行っており、一般的な熱中症対策に関する費用は公共建築工事共通費積算基準に定める共通仮設費率及び現場管理費率に含まれており、これにより算定し当初の工事費に計上しています。

しかしながら、近年、猛暑日の観測が多く、日によっては現場作業が困難な時間が長くなることが想定されることから、猛暑を考慮した工期設定を下記の通り実施します。

記

対象期間 6月～9月

- 1 当初設計の工期設定を猛暑による作業不能日数(*1)を考慮したものとします。
- 2 工期中に実際発生した猛暑による作業不能日数が当初の工期設定における見込みと著しく乖離する場合は、必要に応じて工期延長協議の対象とします。
- 3 工期延長協議

現場における8:00～17:00において、環境省が観測し公表する工事場所近傍の観測地点(*2)におけるWBGT値が31以上となった時間かつ受注者が契約工事単位で全作業を中断し、又は現場を閉所した時間を合計し、8で除した数値（小数点以下第一位を四捨五入）及び中断又は現場閉所の状況が確認できるものを算定資料とし受発注者間において協議します。

- *1 作業不能日数 過去5年間の8時から17時までのWBGT値が31以上の時間を日数換算し平均した値
- *2 観測地点 浜松観測所・天竜観測所・佐久間観測所（参考：環境省 熱中症予防情報サイト）

《問合せ先》

財務部技術監理課 技術管理グループ

電話 4 5 7 - 2 4 2 6